# ◎議案第23号 白老町地域包括支援センターの職員及び運営 に関する基準を定める条例の制定について

〇議長(山本浩平君) 日程第 17、議案第 23 号 白老町地域包括支援センターの職員及び 運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

〇健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) 議23-1をお開きください。議案第23号 白老町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

白老町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制 定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

議23-4議案説明でございます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令により定められていた「地域包括支援センターの職員及び運営の基準」について、市町村の条例により定めることとなったことから、その基準を定めるため、本条例を制定するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例 (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第11 5条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準 を定める。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
  - (1) 包括的支援事業 法第115条の45第2項から第5項までに規定する事業
  - (2) 被保険者 法第9条に規定する者
  - (3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する者 (基本方針)
- 第3条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第4号に規定する地域包括支援センター 運営協議会をいう。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

#### (職員数の基準)

- 第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。なお、第1号被保険者の数は法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数とする。(次条において同じ。)
  - (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
  - (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
  - (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任 介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人
- 2 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人を超える場合の地域包括支援センターの人員配置基準は、第1項に規定する職員の員数に加え、第1号被保険者の数から6,000人を減じた上で、別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じた人員を加えた員数とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、 それぞれ同表に定めるところによることができる。
  - (1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合
  - (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センター を設置することが必要であると町の地域包括支援センター運営協議会において認めら れた場合
- 4 第1項各号に規定する準ずる者については、それぞれ次の各号に定めるものとする。
  - (1) 保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師を除く。)
  - (2) 社会福祉士に準ずる者 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
  - (3) 主任介護支援専門員に準ずる者 厚生労働省が定めるケアマネジメントリーダー 研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談 対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者 (委任)
- 第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### 別表(第4条関係)

担当する区域における第1 号被保険者の数	人員配置基準
5版体院省50数	
おおむね 1,000 人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専ら その職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね 2,000 人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第4条第1項第1号に掲げる者 1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号
	に掲げる者のいずれか1人

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方どうぞ。

13番、前田博之議員。

- **〇13番(前田博之君)** 議案説明の中でこういう趣旨ですけど、そのように変わることによって市町村に何か義務を課せられるとか、そういう責任的な部分が生じてくるのかどうかお伺いします。
- 〇議長(山本浩平君) 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。
- **〇健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君)** 国からの条例がおりてきたことによって、 義務とか責任というのは特に課せられることはございません。今までのとおりに国の法律 に基づいて行っていた内容と、行っている業務については変更ない状況で今後は運行して いきます。
- ○議長(山本浩平君) ほか。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 白老町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

### 〔挙手全員〕

## 〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。